専門分野		
基礎視能矯正学	十二	
視能検査学	十一	
視能障害学	六	
視能訓練学	十	
臨地実習	十三	
合計	七十五	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容六十二単位以上（うち専門基礎分野二十三単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨地実習については、十一単位以上は、病院等において行うこと。

五　臨地実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価（別表第一備考第五号に規定する技能修得到達度評価をいう。）を行うこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日において現に視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号。以下「法」という。）第十四条第一号の指定を受けている学校又は視能訓練士養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の視能訓練士学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　令和七年四月一日において現に法第十四条第二号の指定を受けている学校又は視能訓練士養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○文部科学省・厚生労働省令第四号

義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十六条の規定に基づき、義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信

義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第四条関係）

教育内容		単位数
（略）	（略）	（略）
専門基礎分野		
	人体の構造と機能及び心身の発達	十三
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	九
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四
	義肢装具領域における工学	十

改正前

別表第一（第四条関係）

教育内容		単位数
（略）	（略）	（略）
専門基礎分野		
	人体の構造と機能及び心身の発達	十三
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	八
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	五
	義肢装具領域における工学	十

専門分野		
基礎視能矯正学	十	
視能検査学	十	
視能障害学	六	
視能訓練学	十	
臨地実習	十一	
合計	六十七	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十六単位以上（うち専門基礎分野二十単位以上及び専門分野三十六単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨地実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

（新設）